

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 896 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="596 1297 828 1329"><u>2024年6月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 848 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1777 562 2145 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1846 1297 2077 1329"><u>2024年7月1日</u></p> <p data-bbox="1825 1444 2098 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)														
<p>第1表 料金 第6 付加機能使用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="157 359 1273 669"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 付加機能の料金の適用</td> <td>当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用休止に係る料金の適用</td> <td>ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第6付加機能使用料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5（てれび移行）には適用しません。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 付加機能の料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。	(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第6付加機能使用料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5（てれび移行）には適用しません。	<p>第1表 料金 第6 付加機能使用料 1 適用</p> <table border="1" data-bbox="1403 359 2519 875"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 付加機能の料金の適用</td> <td>当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用休止に係る料金の適用</td> <td>ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第6付加機能使用料2に規定する料金額及び(3)に規定する減額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5（てれび移行）には適用しません。</td> </tr> <tr> <td>(3) 光ネットサービスとの同時利用に係る料金の適用</td> <td>当社は、別記1（1）の提供区域名ピカラ香南において、月額料金に係る起算日に光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」及び「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの付加機能使用料から1ヶ月あたり200円（税込200円）を減額します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 付加機能の料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。	(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第6付加機能使用料2に規定する料金額及び(3)に規定する減額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5（てれび移行）には適用しません。	(3) 光ネットサービスとの同時利用に係る料金の適用	当社は、別記1（1）の提供区域名ピカラ香南において、月額料金に係る起算日に光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」及び「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの付加機能使用料から1ヶ月あたり200円（税込200円）を減額します。	
区 分	内 容															
(1) 付加機能の料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。															
(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第6付加機能使用料2に規定する料金額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5（てれび移行）には適用しません。															
区 分	内 容															
(1) 付加機能の料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。															
(2) 利用休止に係る料金の適用	ア 当社は、光電話サービス契約者からの請求により、光電話サービスの利用休止を承諾した場合は、利用休止期間中、料金表第1表料金第6付加機能使用料2に規定する料金額及び(3)に規定する減額は適用しません。 イ 上記料金の適用は、コース5（てれび移行）には適用しません。															
(3) 光ネットサービスとの同時利用に係る料金の適用	当社は、別記1（1）の提供区域名ピカラ香南において、月額料金に係る起算日に光ネットサービスを同時に利用し、かつ「番号通知リクエスト機能」及び「迷惑電話撃退機能」を契約している光電話サービス契約者の利用料金については、光電話サービスの付加機能使用料から1ヶ月あたり200円（税込200円）を減額します。															

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2024年7月1日から実施します。  <u>(経過措置)</u>                      2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  <u>(特例措置)</u>                      3 光電話サービス契約を締結した光電話サービス契約者に、特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。                      4 3の特例措置は次のとおりとし、実施期間は、2024年7月1日から2024年9月30日までとします。                      (1) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合に限る)に伴う番号移転に係る工事費については0円とします。                      (2) コース1に係る新規契約(ただし、光ネットサービスの提供を開始している契約者が申込した場合に限る)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。(ただし、提供区域がピカラCVC、ピカラMCB、ピカラ東かがわ、ピカラUCAT、ピカラ(宇和島市)、ピカラ西予、ピカラ八西、ピカラKBC、ピカラ石井CATV、ピカラエーアイ、ピカラてれびあなん[エリア区分(1)]、ピカラ香南、ピカラswanに限る)                      (3) コース4に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ(愛媛)、ピカラ愛媛CATV、ピカラ鳴門を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (4) コース7およびコース8に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (5) コース9に係る新規契約(ただし、提供区域がピカラ中土佐を除く)に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置、設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      (6) 別記1(1)の提供区域名ピカラCVC[エリア区分(2)]において、光電話サービスの提供を開始している契約者が、光電話の回線および番号追加の申込みをした場合、交換機設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。                      5 4の新規契約する場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。                      (1) 現在の光電話サービス契約者が、既に締結している光電話サービス契約(この条文において「従来の光電話サービス契約」といいます。)に加えて、同一の構内又は建物で新たに光電話サービス申込みを行い、かつ当該新たに締結した光電話契約の成立以降12ヶ月以内に従来の光電話サービス契約を解除した場合。</p>	